

## 令和3年度 第16回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和3年11月18日(木) 午後1時30分～午後2時15分
- 2 開催場所 あさご・ささゆりホール
- 3 出席した農業委員 12人  
2番 大森 げん委員      3番 前田 由記夫委員      4番 奥藤 康正委員  
6番 米田 隆至委員      7番 米田 利秋委員      8番 西村 繁 委員  
9番 佐野 伸夫委員      10番 大田垣 強委員      11番 楠 晃 委員  
12番 原田 昌二委員      13番 西 好朗職務代理者      14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 2人  
1番 松浦 修三委員      5番 高本 知宜委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 13人
- 6 現地調査委員  
農業委員 前田由記夫委員      奥藤 康正委員  
推進委員 高芝 正博委員      田中 隆志委員
- 7 議事日程  
日程第1 議案第73号 農地法第3条申請について  
日程第2 議案第74号 農地法第5条申請について  
日程第3 議案第75号 非農地証明申請について  
日程第4 議案第76号 空き家に付随する農地の指定について  
日程第5 議案第77号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 事務局職員  
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸  
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員  
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要  
○事務局 ただいまから第16回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。  
既に送付をいたしております次第に基づき、進めさせていただきます。  
最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここから会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、座らせていただきまして、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第16回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、2番、大森げん委員と6番、米田隆至委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行いたします。

日程第1「議案第73号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位146番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、受付146番の説明をさせていただきます。

場所につきましては、国道312号線からフレッシュあさごへの進入路から南に約100メートル行っていただいた左側に位置するところです。この土地につきましては、生前譲渡するお話があったようですが、所有者所が亡くなられて、遺言によりまして今回相続され、この手続となりました。譲受人につきましては、現在、新規就農者として頑張っておられます。審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 続きまして、受付順位147番の提案理由の説明を、地元委員の私、石原が行います。

147は、空き家に付随する農地として9月の総会で指定された農地の譲渡申請の案件でございます。147番の地図をご覧ください。これは山東町早田地区の写真でございます。図面の上のほうに国道427号線が通っておりまして、中央左右に柴川が流れております。

図面の真ん中辺、国道から柴川を渡ってすぐ左側の川沿いの畑が申請農地でございます。京都市在住の●●さんが空き家に付随する農地として譲受けされるものです。議案審議の資料についても、すべて適合しておりますので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

続きまして、受付順位148番から150番の3件につきまして、提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明させていただきます。

本件につきましては、当初、私のほうに代理人がこの申請の書類を持ってきたときには合計筆が15筆ございました。あまりにも筆数が多いので、池本さんと相談をいたしまして、現地の状況の確認をさせていただきました。その結果を申し上げます。148、149、150番の全体図がございますので、それをご覧ください。県道十二所澤線の上八代地内に当該地があるということでもあります。148番、149番、150番、それぞれ関連のあるところがございますので、通して説明させていただきます。

この譲渡人の●●さん、●●さん、それから●●さん、この方々は市外にお住まいでございます。これまでこの申請地につきましては、上八代の営農組合が管理されていたようであります。この3者の方の田、畑について、●●、これは農地所有適格法人でございます。姫路やたつの方面で幅広く農業展開を始められた法人でございます。聞いたところによりますと、●●木材というような業種であると代理人は申しておりました。これら15筆を●●さんと各筆見てまいりましたが、当初、荒れてるんじゃないかという想像をしていますが、上八代の営農組合さんが水稻栽培されていたということで、適切に耕作できるような形で管理されていることを確認させていただきました。ただ、最初に言いましたように、代理人が持ってきました申請書は15筆でありまして、その中に、確認できないような原野や境界がどうにも定まらないというようなところが4筆ございました。それは本日の総会でその旨申し上げようと思っていましたところ、後日、事務局と委員さんの現地確認がありまして、4筆については、いわゆる非農地扱いの対象になるので今回の3条の許可申請についてはそぐわないので、それについては次回に申請するよう代理人に申し伝えるとの連絡が事務局からございましたので、今日、申請が上がっておりますのは11筆の田畑であるということでございます。

許可申請の筆数が多いということもあって慎重に調査しましたが、先ほど申し上げましたとおり、田につきましてはきちっと管理がされていることから、安心させていただきました。

した。ただ、●●がこの11筆の農地を管理するにはどのような方向でされるのかということがございましたので、それについて代理人が来られたときにお尋ねしましたら、この田のどこかに拠点構えて管理人をお願いし、上八代地域の農業を継続するというようなこととございました。それを了としまして、その責任者になられる方も上八代の方でありましたので、そのことも合格であるというような感じで受け取ったわけでございます。3条の審議案件資料がありますが、その法3-2の①であります。圃場までの通作距離、これが76キロというのは姫路市からの距離でございますし、下に500メートルと表示されておりますのは、その圃場のどこかに拠点を設けて管理をするということで500メートルとなっているというようにお聞きしているところでございます。

総じて、田、一部の畑につきましても管理は十分にできておりますし、あとはこの●●がこれらの農地を引き継いで農業を継続されるということは、そのまま放置されることよりも大変意義があるものと思ったりしておりますので、ご審議をお願いいたします。

○石原会長 では、続きまして、151番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、説明をさせていただきます。

受付順位の151番の航空写真をご覧いただきたいと思います。申請地につきましては、空き家に付随する畑でございます。申請地は国道427号線を進んでいただきまして、朝来市の山東支所の交差点を右折していただきます。そして、県道136号線、県道朝来山東線を進んでいただいて、交差点から左側ですけれども、6軒目ぐらいの大きなお家の裏側になります。目標物につきましては、道路を隔てまして、こめやストアがあります。譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんとの間で売買契約が成立しまして今回の申請となりました。申請案件審査書類に基づきまして、各項目をチェックいたしました。問題もないということで許可相当と思います。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位146番から151番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の高芝委員のほうから補足説明ございますか。

○高芝委員 失礼します。去る11月4日に、農業委員、推進委員さん4名と事務局2名、計6名で現地調査をいたしました。146番から151番まで各委員さんの説明がありましたが、相違はございません。以上です。

○石原会長 それでは、146から151番につきまして、皆さんのほうからご意見なりご質

間がありましたらお願いします。特にないですか。

ないようですので、それでは、受付順位146番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位147番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位148番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位149番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位150番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位151番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第74号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位152番の提案理由の説明を、地元委員の大森委員に求めます。

○大森委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位152番の航空写真をご覧ください。現地調査は10月28日に行いました。申請地は糸井地区の県道10号線を竹ノ内方面に走っていったところに右側に糸井小学校が見え、その向かい側に当たるところに申請地があります。このたび、譲受人、●●さんが住宅を新築するに当たり、譲渡人、●●さんと合意に至ったので農地法第5条申請がありました。申請案件審査書をご覧ください。受付順位152番、立地基準では申請地は住居から500メートル以内に近接し、農地の集団規模は10ヘクタール未満であり、2種農地に該当いたします。一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関の残高証明及び融資証明により確認し、事業計画及び内容からも目的が果たされるものと思います。影響のある他法令もなく、申請地面積500平方メートル未満の390平方メートルに一般個人の住宅建築で適正です。周囲の農地の支障もなく、地元区長、農事部長、隣接する農地の所有者の同意書も添付され、何ら問題なく許可相当と思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位152番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の奥藤委員のほうから補足説明はございますか。

○奥藤委員 11月4日に調査委員4名と、それから事務局2名で実施をさせていただきました。先ほどの地元委員さんの説明どおり、何ら問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○石原会長 それでは、この件につきまして、ご意見なりご質問はございますか。

特にないようですので、受付順位152番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第75号、非農地証明申請について上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位153番及び154番、2件続けてですが、提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 申し上げます。

153番、154番につきましても、案内図をご覧いただいたらお分かりだと思ひますが、そ

れぞれ申請地が隣接しているということでございますので、併せて153、154の説明をさせていただきます。

153番ですが、現況につきましては非農地の事由のところに書いてございますように、昭和55年頃に宅地化がなされているということで、関係書類を見ましたところ、始末書等については整っておりました。現況も車庫が建てられておりましたので、事由に間違いはないと思っております。これは追認の形になると思えますけれども、ご審議をいただきたいと思っております。

それから、154につきましても、同じように確認をしてみました。これも56年頃に申請地に住宅や物置を建てたということで、今回、整理したいということがございまして、代理人の書類等を確認しましたが、同様に整っておりましたので、これも非農地の追認ということになるかと思えますが、ご審議をお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位153番及び154番につきまして、ただいま地元委員から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の田中委員のほうから補足説明ございますか。

○田中委員 失礼します。153番、154番につきまして、11月4日、委員さん4名、事務局の職員の方2名で現地確認を行いました。地元委員さんの報告のとおり、相違ないことを報告いたします。以上です。

○石原会長 非農地証明関係について、ご意見なりご質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位153番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位154番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第76号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位155番の提案理由の説明を、事務局に求めます。

○事務局 受付順位155番の航空写真をご覧ください。山東町の矢名瀬町のところです。農地自体は写真の真ん中のところですが、山裾にコンクリートの壁がありまして、その上にあるという農地です。少し離れたところになりますが、通りを挟んで空き家があるといったこととなります。この住宅と農地は同一の所有者でありまして、この住宅は令和3年3月に空き家バンクに登録されたことを確認いたしました。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適合条件に適合していると思われまので、同取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルへ指定していただきたく、決定をお願いするものです。以上です。

○石原会長 ただいま事務局から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の前田委員のほうから補足説明ございますか。

○前田委員 失礼します。去る11月4日、先ほど来出ております委員と事務局で現地調査をしてまいりました。先ほど事務局から説明あったとおり、相違ございませんでした。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見なりご質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位155番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第77号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第77号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

9ページをご覧いただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。まず、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。利用権を設定する農用地として、田が16,095平方メートル、12



筆、畑がゼロ、合計として16,095平方メートル、12筆となっております。続いて、利用権の設定を受ける戸数として6戸、利用権を設定する戸数として5戸となっております。

続きまして、2番、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容について、使用貸借権が12筆、16,095平方メートル、賃貸借権がゼロとなっております。

続きまして、利用権の終期についてですが、令和7年3月31日までのものが5筆、5,234平方メートル。令和8年3月31日までのものが2筆、3,992平方メートル。令和14年3月31日までのものが5筆、6,869平方メートルとなっております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページにつきましては、利用権の設定を受ける者及び設定する者の賃借地の所在地を記載しております。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思います。11ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方の情報を記載しております。

続きまして、12ページをご覧いただきたいと思います。12ページにつきましては、利用権を設定される方の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

この件につきまして、ご意見なりご質問はございませんか。特にないようですね。

それでは、議案第77号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。ありがとうございます。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理者に挨拶いただきます。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後2時15分終了)